

古曾部防災公園維持補修工事

特 記 仕 様 書

令 和 8 年 度

高槻市 都市創造部 公園課

第1章 総 則

第1条 目的・適用

1. 高槻市 都市創造部 公園課が発注する『古曽部防災公園維持補修工事』に係る工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行することを目的とする。
2. 本特記仕様書は、本工事に係る特記事項を定めたものである。

第2条 基本的事項

1. 本工事の施工にあたっては、本特記仕様書並びに大阪府都市整備部監修の土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」）・土木請負工事必携（以下、「請負必携」）・土木工事施工管理基準（以下、「施工管理基準」）の定めに従うほか、国土交通省都市局公園緑地・景観課監修の公園緑地工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準等の定めによるものとする。
2. 現場管理及び施工管理（品質・出来形・写真）については上記基準類を遵守して行い、これに無い場合は市監督職員と協議して行なうこと。その他の項目においては、市監督職員と協議の上、必要に応じて実施するものとする。
3. 本特記仕様書に記載のない事項については、市監督職員と協議の上、決定するものとする。
4. 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは、設計図書（位置図、入札等説明書、特記仕様書、設計図面、数量総括表、質疑応答回答書）以外の資料をいう。見積参考資料及び設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。このため、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとし、工事の施工にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

第3条 事前調査・準備・規制等

1. 受注者は、工事着手前に事前調査、測量、設計図書を照査し、設計図書に差異がないかを確認すること。差異があった場合は、必ず市監督職員と協議の上、着手すること。
2. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名等（高槻市工事表示板設置要綱による）を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去すること。
3. 工事を施工する上で必要な準備作業における現場作業（標示板、標識、保安灯、防護柵（仮

設フェンス)、工事用バリケード、照明灯、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去・補修、粉塵作業の予防対策、その他安全用品等の費用、雑草木の伐開・除根・除草、整地、すりつけ等、休憩所等)については、建設工事積算基準書(大阪府都市整備部)に則り、準備費として共通仮設費率に含まれている。

第4条 施工計画

1. 受注者は、契約締結後 30 日以内に施工計画書を作成し、市監督職員に提出してから工事に着手しなければならない。また、必要に応じて所轄関係機関へ必要な届出を遅滞なく行うこと。
2. 現場内規則の周知、資機材の管理等に十分に留意し、作業順序、安全管理等を明記した作業手順書を作成し、労働安全衛生規則に従い教育を行うこと。
3. 受注者は、共通仕様書に示された内容かつ、労働安全衛生法等の法令に則り、作業順序、安全管理等を明記した作業手順書が記載された施工計画書を作成すること。
4. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市監督職員へ提出すること。

第5条 調整・協議等

1. 工事現場における地元への工事説明

受注者は、工事名、工事内容、連絡先等を記した工事説明書(工事のお知らせ)を作成し、近隣自治会・住民等へ、当該工事説明書を配布する等、工事の説明を実施すること。工事説明書の内容については、あらかじめ市監督職員の了解を得ること。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的等を周知すること。

必要に応じて週間工事予定表、資機材搬入、時間外作業、休日作業や進捗報告等、近隣自治会・住民等への月々の報告を受注者において実施すること。内容については、あらかじめ市監督職員の承諾を得ること。

なお、地域住民等から施工に関する苦情、要望に対しては、終始誠意をもってその解決に当らなければならない。

2. 関係官公庁等との協議

受注者は、本市が行う関係官公庁等との施工協議等の説明資料及び申請書類等を作成するとともに、必要に応じて協議に同行すること。

また、受注者は、本工事を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は遅滞なく行うこと。その際の費用は受注者の負担とする。なお、受注者が関係官公庁等から直接交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を市監督職員に報告し、協議すること。

第6条 作業時間

1. 作業時間は昼間施工を基本とする。
2. 始業前のエンジンの稼働、砂埃を巻き上げる様な行為、大声を出しての作業等は、地元住民への迷惑となるので、絶対にしないように教育・指示しなければならない。
3. 時間外作業が必要な場合（重量物の資機材搬入等）については、近隣住民への事前連絡を徹底すること。
4. 休日に工事を行う場合は、事前に休日作業承諾願を市監督職員へ提出し承諾を得ること。
(本工事は完全週休2日（土日）工事となっているため、やむを得ない場合を除き原則、土日は休工とすること。)

第7条 工事用地

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは、提供を受けた工事用地等について、善良なる受注者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上、受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場等）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う用地等をいう。

第8条 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、法令に従って、下請契約の請負代金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを市監督職員に提出すること。
2. 受注者は、施工体制台帳の作成とともに、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、法令に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを市監督職員へ提出すること。
3. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく市監督職員に提出すること。

第9条 事故報告

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに市監督職員に通報するとともに、所定の様式にて事故発生報告書を作成し、提出すること。

第10条 工事完成図書

1. 工事完成図書の取りまとめについては、共通仕様書に記載されている通りとするが、あらかじめ市監督職員と協議の上、作成し提出すること。また、工事完成図書等において作成

した図面や工事写真等については、オリジナルデータ及びPDFデータとしてCD-R等を用いて提出すること。

＜例＞

- ・ 施工計画書（当初、変更）
- ・ 施工体制台帳（当初、変更）
- ・ 工事打合せ簿（指示、協議、通知、承諾、提出、報告、届出、その他）
- ・ 工事履行報告書（工事月報）、実施工程表
- ・ 工事週報（週間工程表）
- ・ 休日作業承諾願
- ・ 出来形成果表
- ・ 出来形図
- ・ 工事事前測量報告書
- ・ 工事写真（工種、ダイジェスト）
- ・ 品質管理（コンクリート、ミルシート、各種品質関係等）
- ・ 安全関係（安全日誌、安全管理週報、KY活動、安全協議会、安全教育・訓練等）
- ・ 環境関係（建設副産物管理、COBRIS等）
- ・ 材料関係（材料集計、納品伝票、材料承諾書）
- ・ 交通誘導員集計
- ・ 建設業退職金共済制度関係
- ・ CORINS登録確認書
- など

第2章 施工管理

第1条 施工管理・安全管理等

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を実施すること。
2. 受注者は、工事期間中、現場内及び周辺の整理整頓に努めること。
3. 受注者は、現場内規則の周知、資機材の管理等には十分に留意し、労働安全衛生規則に従い、工事現場作業員への教育を十分に図った施工管理を行うように努めること。
4. 使用機械等においては、現場状況及び設計図書を熟知した上で、環境に配慮した環境負荷の少ない建設機械を選定し、施工すること。
5. 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて配置すること。また、市監督職員から指示があった場合は速やかに設置し、対応すること。

6. 安全対策として、交通誘導員を計上しているが、工事の内容・規模に合わせて、受注者の責において適正に配置を行うこと。また、休日等の不稼働日の交通誘導員については、共通仮設費率に含まれている。
7. 現場内でのヘルメットや安全靴の着用はもちろん、高所作業での墜落制止用器具や親綱の使用等、安全管理は関係法令に従い、厳正に行うこと。
8. 通勤等の車両については、路上駐車を行わないこと。駐車スペースについては、受注者において確保すること。
9. 資機材等の運搬に用いる車両は決められたルートを通行し、積荷の落下や過積載等のないよう厳重に管理を行うこと。運送会社等にルート図を配布し通行ルートやルール等を厳守させること。また、近隣住民の迷惑となるような行為や、不法改造トラックの使用並びに現場内への持ち込みは受注者の監督のもと行わないこと。特に、運搬ルートで使用する公道上で、時間調整等のための一時停車は行わないこと。

第2条 周辺構造物の保護等

1. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。地下埋設管、架空線、既設構造物等について、事前に位置等の調査及び必要に応じ協議、立会い依頼を行うこと。また、施工中に損傷させた場合には、直ちに市監督職員及び当該管理者に報告を行い、指示に従い適切な処置を行うこと。なお、復旧に掛かる費用については、受注者自らの負担において行うこと。
2. 工事の施工にあたって予想される架空線、地下埋設物件（電気、ガス、NTT、上水道、下水道など）は、当該管理者と現地立会の上、当該物件の位置、深さ等を確認し、事故防止対策について協議を行った上で、工事を行うこと。

第3条 市監督職員による確認及び立会

1. 市監督職員の行う段階確認及び立会においては、現場代理人または主任技術者、もしくは、あらかじめ市監督職員の承諾を得た者が臨場の上、確認を受けなければならない。
2. 本工事を担当する市監督職員の氏名は、別途通知する。

第4条 構造物取壊し工、公園施設等撤去・移設工

1. 構造物取壊し時、周辺施設に影響や損傷しないように注意すること。
2. 構造物とりこわしにおいて、破碎片等の飛散による第三者等への危害防止対策を講ずること。
3. 運搬処理工は、第4章-第2条による。混合廃棄物処分は市内及び近隣市の産業廃棄物施設より見積徴取を行い選定している。

第5条 園路広場整備工

1. 各種舗装は水溜りができないように排水勾配を確認し施工を行うこと。
2. 真砂土舗装については土が流出しないように0.5%から1.0%程度の排水勾配とすること。
3. 地表面に浮石等がある場合は除去すること。
4. 人工芝及び防草シート専用ピンで適切に固定すること。特に端部は剥がれやすいため、確実に固定すること。

第6条 仮設工

1. 施工範囲については、仮設フェンスやバリケード等で第三者（公園利用者など）が立ち入らないように処置を行うこと。その費用は共通仮設費の率とする。
2. 設置する工事用フェンス等については、強風等により飛散が無いような構造とすること。
3. 交通誘導員を適切に配置すること。

第7条 その他

1. 現場内で駐車する際には、輪止め等を設置するなど、受注者による現場ルールを設定し、逸走等による事故防止を図ること。
2. 現場から一般道に出る際には、土砂を持ち出さないよう注意するとともに、道路等を汚損させないこと。万が一、汚損させた場合については、直ちに清掃及び現況の復旧を行うこと。
3. 現場周辺が住宅地であることから、土砂や資機材等の運搬に係る通行車両及び施工時の通勤車両等の経路について地元自治会に説明を行うこと。

第3章 安全対策

第1条

1. 受注者は、歩行者及び一般車両等の通行を優先し交通安全の確保に努めること。
2. 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元及び運行について当該法律を遵守すること。
3. 通勤車及び工事車両等については、受注者の責任において、検査、保険等の内容を確認すること。
4. 受注者は、道路法に基づく通行許可（特殊車両通行許可制度）が必要な場合には、市監督職員へ資料を提出し、確認を受けること。
5. 受注者は、過積載防止について、その具体的内容を施工計画書に記載し、徹底した施工管理を行うこと。

6. 資機材等の運搬に用いる車両は、積荷の落下や過積載等のないよう厳重に管理を行い、決められた運搬ルートを通行し、運搬ルート途中の公道上で時間調整等のために一時駐車を行わないこと。また、近隣住民の迷惑となるような行為や、不法改造トラックの使用並びに現場内への持ち込みは禁止とする。
7. 本工事で、交通規制を伴う工事がある場合、規制は極力最小限で行えるよう施工計画を立てること。また、規制内容（期間・迂回路など）については受注者において、隣接者及び地元住民に事前周知し、了解を得ること。
8. 交通誘導員については、通行人、車両の安全を確保できる人数を見込んで適切に配置すること。

第2条 近隣安全管理

1. 近隣住民対策については、市監督職員と相談の上、トラブルのないように十分配慮して施工すること。
2. 契約工期中、土曜日・日曜日・祝祭日・休日・夜間を問わず近隣住民から要望・苦情があれば直ちに対応処置すること。上記に関して施工計画書に記載し市監督職員に提出すること。
3. 工事車両のタイヤによる土砂の持出しや工事用地内からの土砂流出等で一般道を汚さないように対策を講じること。万が一、汚損させた場合については、直ちに清掃及び現況の復旧を行うとともに、市監督員に報告すること。なお、清掃、復旧に掛かる費用については、受注者自らの負担において行うこと。
4. 工事中の雨水排水は受注者において現地調査を行うとともに、施工に合わせて適切な排水処理計画を行い、一般道への土砂の流出防止に努めること。万が一、汚損させた場合については、直ちに清掃及び現況の復旧を行うとともに、市監督職員に報告すること。なお、清掃、復旧に掛かる費用については、受注者自らの負担において行うこと。

第3条 安全教育・訓練、災害防止協議会

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全教育及び訓練について、作業員全員の参加により、毎月、半日以上時間を割当て実施すること。また、実施状況写真及び活動記録簿を整理し、市監督職員に報告すること。
2. 本工事の施工に際し、災害防止協議会を設置・運営し、協議会を開催することで連絡調整、安全衛生意識の向上に努めること。また、実施状況写真及び開催記録を整理し、市監督職員に報告すること。

第4章 環境対策

第1条 騒音、振動

1. 受注者は、「騒音規制法」、「振動規制法」、及び「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」に基づき、特定建設作業届等の届出を遅延なく行うとともに、届出内容を書面により市監督職員に報告すること。実施工においては、騒音・振動の低減に努め、規制基準値内での施工を行うこと。また、届出内容に変更が生じた場合には、その都度、変更に関する事項について遅滞なく届出を行うとともに、市監督職員へ報告すること。
2. 受注者は、当該工事において以下に建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。また、施工現場にて使用する排出ガス対策型建設機械（ラベル）が確認できる写真撮影を行い、市監督職員へ提出すること。
(機種)
バックホウ、トラクタショベル、ブルドーザ、発動発電機、空気圧縮機、
油圧ユニット、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン等
3. 受注者は、本工事の施工にあたっては、低騒音型建設機械を使用すること。また、施工現場にて使用する低騒音型建設機械（ラベル）が確認できる写真撮影を行い、市監督職員へ提出すること。
4. 当該工事が住宅密集地に近接しての工事であるため、騒音、振動が発生し、住宅街に影響を及ぼす恐れのある作業を行う場合、受注者の責において騒音計及び振動計を準備し、作業時の騒音・振動を測定しなければならない。

第2条 建設副産物

1. 再生資源利用計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
2. 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
3. 再生資源利用促進計画
受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、

再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

4. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「1. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「3. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

6. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

7. 通知

発注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条」の規定により通知を行わなければならないので、受注者は、契約後、遅滞することなく、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を市監督職員に提出すること。

8. マニフェスト

受注者は、工事により発生した建設副産物（混合廃棄物、木くず、コンガラなど）は、適切な産業廃棄物収集運搬・処理会社と契約し、マニフェストにより適切な管理を行うこと。

受注者は、産業廃棄物の処理が適正に完了したことを証明するマニフェストを管理すること。廃棄物の種類毎に一覧表を作成し、マニフェスト（A・E 票）をコピーしたものを合わせて、市監督職員へ提出すること。（電子マニフェストの場合も同様である。）

9. 建設副産物の減量

受注者は、本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど廃棄物の減量化を図ること。

10. 建設発生土処分地について

本工事の発生土は、大阪府都市整備部が、令和7年度下半期建設発生土受入価格及び再生土販売価格調査仕様書に合致した受入等事業者として公表している再資源化施設に運搬するものとする。これにより難い場合が生じたときは、監督職員と協議し、近隣の公的受入地への搬入を検討すること。また、公共工事間流用可能となった場合や公的受入地へ変更となった場合、処分費等に関して設計変更の対象とする。

第3条 騒音、粉塵災害の防止

1. 受注者は、施工中に発生する騒音や粉塵、雨水処理については、養生シート、仮囲い、仮排水等の対策を行い、近隣への影響が最小限となるよう配慮すること。特に施工中の雨水の処理には十分な計画を行うこと。万が一、道路、住宅街、既設管渠（側溝、下水管、水道管等）や河川に影響を与えた場合は、速やかに対応するとともに、市監督職員に報告の上、対応を協議すること。
2. 受注者は、当該工事が住宅密集地に近接した工事であるため、粉塵対策として、必要に応じて散水など適宜実施すること。なお、これらの費用については、安全費として共通仮設費率に含まれている。

第4条 高槻市環境マネジメントシステム

1. 受注者は、高槻市環境マネジメントシステム及び「公共工事における環境配慮計画書」の内容を十分に理解し、これを遵守して施工を行うこと。
2. 受注者は、本工事の施工に際して、環境に配慮した公共土木工事を推進するため、本設計書に示すとおり環境負荷の少ない建設機械の使用、リサイクル材の活用、建設副産物のリサイクル等を徹底すること。なお、型枠材の使用については国内産または間伐材の利用を推奨する。

第5章 使用材料及び品質管理

第1条 使用材料及び品質管理

1. 使用材料はJIS規格の制定されているものを使用し、規格外を使用する場合、その規格品質は同等品以上でなければならない。同等品以上とは、市監督職員が承諾する試験機関の認めたもの、もしくは市監督職員が承諾したものをいう。

第6章 その他

第1条 配置技術者

1. 主任技術者又は監理技術者については、本工事の競争参加資格確認申請書に記載された配置予定技術者を契約期間中当該工事の現場に配置（専任・非専任については建設業法による）しなければならない。

第2条 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

1. 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従い、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設業における社会保険の未加入対策について、取り組むこと。
2. 下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則が改正されている。本工事においても、例外なく適用されるので、所定の様式にて施工体制台帳の作成に取り組むこと。
3. 受注者は一次下請負者の社会保険等の加入状況を把握し誓約書を提出すること。

第3条 その他

1. 本特記仕様書に記載のない事項については、市監督職員と協議の上決定するものとする。
2. この工事は高槻市週休2日工事実施要領に基づき施工するものとする。